

利根川中流圏域河川整備計画（変更）

令和 8 年 7 月

群馬県

目 次

第1章 圏域の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2章 河川の現況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	
第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	
第3節 河川環境の整備と保全に関する事項	
第3章 河川整備計画の目標に関する事項・・・・・・・・	17
第1節 計画対象区間及び計画対象期間	
第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	
第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項	
第4節 河川環境の整備と保全に関する事項	
第5節 河川の維持に関する事項	
第4章 河川整備の実施に関する事項・・・・・・・・・・	19
第1節 河川工事の目的及び種類	
第2節 河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要	
第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	
第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項・・・・・・・・	34
第1節 河川情報の提供に関する事項	
第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項	

第1章 圏域の概況

利根川中流圏域は、赤城山南麓部から埼玉県との境までの圏域であり、前橋市、高崎市の一部、伊勢崎市、太田市の一部（旧尾島町、旧新田町、旧藪塚本町）、桐生市の一部（旧新里村）、みどり市の一部（旧笠懸町、旧大間々町）、玉村町の一部、吉岡町の一部の6市2町で構成されている。（図－1.1）

圏域内を流れる河川としては、利根川及び支川の早川、広瀬川、藤川、端気川など 38 河川、流路延長 364km、流域面積 497km²である。（表－1.1）

利根川中流圏域の地形は、上流域が山地、中・下流域が平野に区分される。上流域の山地部は、切頭円錐形の大型成層火山で、広大な裾野の広がりをもつ二重式火山の赤城山の南面裾野域である。山頂の火口湖から流出する粕川をはじめ放射状に山腹を流下する河川は裾野を刻んで、なだらかな山麓扇状地形を形成している。

一方、中・下流域の平野部は圏域の大半を占め、群馬県では比較的面積の少

ない平野部にあつて、利根川低地に区分される。利根川低地は、赤城山麓末端を画すかのように渋川から前橋、伊勢崎を通して邑楽郡方面に達する。扇状地性低地としての部分が多く、構成する堆積物は礫に富み、前橋付近では各地にかつては中州であったところの微高地形が点在する。

気候は、“カラッ風と雷”といわれるように内陸性の気候で、年間平均気温は 15℃前後であり、夏季と冬季の気温差が大きい。また、年平均降水量は 1,200mm 前後であり、全国平均の約 1,700mm を下回る。

自然環境に恵まれた本圏域は、四季の変化に富み、湧水や河川の水に恵まれて、旧石器時代から多くの人々が生活を営んできた地域である。岩遺跡、大室古墳群（前二子古墳、後二子古墳）など、原始・古代の遺跡は他の地域に抜きん出た分布を示しており、赤城山は圏域の地域形成のシンボリック的存在となってきた。

古代末期から、本圏域でも広域かんがい用水の新たな開発が進み、利根川から引水する現在の広桃用水の前身となる堀や、女堀が、また渡良瀬川から引水する新田堀が開削され、それらは時代とともに改修・整備され、かんがい水系の基幹をなしてきたが、1900 年代後半になって大正用水、群馬用水などもつくられた。



図－1.1 利根川中流圏域位置図

利根川中流圏域の赤城山を中心とした山地部は多くの動植物が生息・生育・繁殖している貴重な自然環境を有する地区であり、特別天然記念物のカモシカなど多くの重要種が確認されている。

利根川中流圏域を構成する前橋市、高崎市の一部、伊勢崎市、太田市の一部（旧尾島町、旧新田町、旧藪塚本町）、桐生市の一部（旧新里村）、みどり市の一部（旧笠懸町、旧大間々町）、玉村町の一部、吉岡町の一部を合わせた人口は、約 51 万人と県内でも人口集積の高い地域で、県全体の約 26%を占めている。特に、前橋市は県庁所在地として県内有数の人口集中都市である。

さらに当該圏域では、主要幹線道路や都市基盤の整備が進み、前橋市や伊勢崎市を中心に都市機能の集積が進展し、これにより定住環境の向上や産業施設の立地促進等が図られている。今後も立地適正化計画に基づく持続可能な都市づくりの進展が予想される。

表－1.1 利根川中流圏域河川一覧表

No.	河 川 名						河川延長 (m)
	本川(幹川)	1次支川	2次支川	3次支川	4次支川	よみがな	
1	利根川					とね	23,700
2		早 川				はや	28,800
3		広瀬川				ひろせ	27,576
4			菰 川			にら	20,800
5				菰川放水路		にらがわほうすいろ	2,500
6			粕 川			かす	34,800
7				男井戸川		おいど	1,890
8				西桂川		にしかつら	3,800
9				桂 川		かつら	8,220
10					石田川	いしだ	2,900
11				鐺木川		かぶらぎ	13,400
12				蕨沢川		わらびさわ	9,500
13					兎 川	うさぎ	4,150
14				山伏川		やまぶし	4,800
15			大 川			おお	4,300
16			蛇 川			へび	1,600
17			荒砥川			あらと	23,237
18				神沢川		かんざわ	14,100
19					東神沢川	ひがしかんざわ	7,250
20					能満寺川	のうまんじ	4,000
21					金蔵院川	こんぞういん	1,550
22				宮 川		みや	2,500
23				大穴川		おおあな	6,030
24					芳見沢川	よしみざわ	2,765
25				鳴沢川		なるさわ	2,750
26			桃ノ木川			もものき	17,328
27				寺沢川		てらさわ	12,000
28				藤沢川		ふじさわ	11,800
29				竜の口川		たつのくち	9,000
30				赤城白川		あかぎしら	16,800
31					観音川	かんのん	5,500
32				大堰川		おおぜき	3,000
33				細ヶ沢川		こまかさわ	8,530
34				法華沢川		ほっけさわ	7,000
35			清水川			しみず	1,800
36		藤 川				ふじ	6,100
37			東藤川			ひがしふじ	1,300
38		端気川				はけ	7,000
合計 38 河川							

第2章 河川の現況と課題

第1節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

利根川中流圏域における過去の大きな水害は、昭和22年、23年、24年、34年、41年、56年、57年、平成元年、14年等に発生している。なかでも昭和22年のカスリーン台風は、当地域だけでなく群馬県全域で未曾有の大災害をもたらした。また、昭和56年6月の台風5号においても大きな被害が発生している。最近では令和元年の10月に床上浸水を伴う水害が発生している。（表-2.1）

河川改修の進捗に伴って大きな洪水被害は減少してきたが、男井戸川などの各支川の未改修区間においては、小規模ながら氾濫が頻発し、内水被害が発生している。（図-2.1）

また、利根川に合流している支川においては、利根川本川からの背水影響による浸水被害が懸念される。（図-2.2、2.3）

利根川中流圏域における治水事業は、利根川については、昭和44年より改修が進められている。（図-2.4）

広瀬川、その支川粕川、赤城白川及び粕川の支川西桂川、山伏川については、平成20年までに改修を行い完了している。

粕川の支川男井戸川については、平成20年より改修が進められている。（図-2.5）

菰川は、昭和37年に小規模河川改修事業として最下流部（広瀬川合流）の改修に着手し、昭和39年より放水路、昭和44年より中流部、昭和47年より上流部の改修に着手し、平成27年に完了している。（図-2.6）

大川は昭和50年より改修事業が進められ、完了している。

荒砥川の支川神沢川は、昭和35年から昭和43年、昭和57年から平成8年まで改修が進められ、完了している。宮川は、昭和50年より改修が進められ、昭和57年に完了している。

桃ノ木川については、昭和32年より改修が進められ、平成24年に完了している。

桃ノ木川の支川寺沢川は平成8年より改修が進められ令和4年に完了している。（図-2.7）

藤沢川は昭和63年より改修が進められ、平成22年に完了している。

竜の口川は、平成8年より改修が進められ、平成27年に完了している。（図-2.8）

利根川中流圏域では今後も都市化が見込まれており、洪水被害軽減のために圏域全体を見据えた治水対策が必要である。

また、これまで整備してきた治水施設の機能を長期にかつ確実に発揮するよう必要に応じて対策を行う必要がある。

表－2.1 近年の利根川中流圏域の水害

年 月 日	原 因	床上浸水 (戸)	床下浸水 (戸)	宅地浸水 (ha)	農地浸水 (ha)
S56. 6. 22～ 7. 16	豪雨、台風5号	29	79	4.0	174.5
S57. 9. 10～ 9. 13	豪雨、台風18号	3	8	0.3	0.4
S61. 6. 15～ 7. 21	梅雨前線豪雨		13	125.0	
H 1. 8. 12～ 8. 20	豪雨、台風14号		764	155.0	27.6
H 1. 8. 24～ 8. 29	豪雨、台風17号		48	0.5	0.4
H 2. 9. 11～ 9. 20	豪雨、台風19号		12	0.5	
H10. 9. 16～ 9. 18	豪雨、台風5号		4		
H13. 8. 19～ 8. 23	豪雨、台風11号		2		
H13. 8. 27～ 8. 31	豪雨	1	17		0.7
H14. 7. 8～ 7. 12	豪雨、台風6号	4	18	1.9	8.2
H14. 9. 30～10. 2	豪雨、台風21号				44.0
H15. 8. 6～ 8. 10	台風10号		6	0.4	0.4
H17. 7. 29～ 8. 3	豪雨		3	0.3	0.7
H29. 10. 19～10. 24	台風21号		1	0.1	
R 1. 6. 21～ 6. 22	豪雨		4		3.5
R 1. 10. 11～10. 15	台風19号	2	9	0.4	

出典：国土交通省 水害統計調査



図－2.1 平成 20 年 7 月 6 日 豪雨
(男井戸川浸水状況)



図－2.2 平成 25 年 9 月 16 日 台風 18 号
(利根川【玉村大橋上流】出水状況)



図－2.3 令和元年 10 月 13 日 台風 19 号
(利根川出水状況)



図－2.4 利根川・佐波郡玉村町樋^ひ



図－2.5 男井戸川・伊勢崎市上諏訪町^{かみすわまち}



図－2.6 菰川・伊勢崎市堀口町^{ほりぐちまち}



図－2.7 寺沢川・前橋市東上野町 ひがしうえのまち



図－2.8 竜の口川・前橋市富士見町 ふじみまち

第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

利根川中流圏域の多くの河川は、農業用水として利用されている。広瀬川の支川は、ほぼ北から南に放射状に流下して広瀬川に合流している。圏域の河川の平常時の流況は、利根川から取水する広桃用水を主な水源とする広瀬川からの用水供給が多い夏季においては比較的良好であるが、用水供給が減少する冬季においてはあまり良くない状況である。

本圏域は、群馬県の発展の一翼を担う主要な地域であり、人口は今後しばらくの間はほぼ横這いで推移することが予想され、また引き続き工業団地への新たな企業進出も期待されているところである。さらに、本圏域は農業の盛んな地域であり、農地は減少傾向にあるが、営農形態の変化により水利用のあり方も変わってきている。

近年、気候変動に伴い、水災害の頻発化・激甚化だけでなく、渇水の頻発化、長期化、深刻化なども懸念されていることから、流域の降雨量、河川の水位、流量等についてモニタリングを実施し、経年的なデータ蓄積に努める必要がある。

表－2.2 利根川中流圏域内水利権内訳

	農業用水	水道用水	工業用水	その他	合計
取水量（m ³ /s）	39.971	0.012	0.000	0.000	39.983
割合	99.970%	0.030%	0.000%	0.000%	100.000%

出典：水利権一覧（令和7年3月31日時点調査 群馬県河川課）

第3節 河川環境の整備と保全に関する事項

河川の整備においては、「多自然川づくり」の考え方にに基づき、河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出に努めることとされている。

1)

(1) 自然環境

本圏域では、絶滅危惧種を含む多種多様な動植物が確認されており、生息・生育・繁殖場所として貴重な場となっていることから、これらの河川環境を保全・創出する必要がある。また、在来種を脅かす特定外来生物への適切な対応も必要になっている。

1) 植生 2)3)5)6)

圏域の上流域山地部の河川は、侵食運搬作用が活発なため砂礫の堆積が少なく比較的大きな転石がみられる。流域は、アカマツ、クロマツなどの植林地が主体となっている。

圏域の大半を占める中・下流域の平野部では河床の勾配が小さくなり、河床材料は礫質・砂質主体になり、自然河川では州の形成が見られるようになる。広瀬川や早川などの利根川合流付近では安定した流路が形成される。流域は、住宅地・耕作地が主体となっている。

河川区域内は、草本植物群落が主体であるが、一部エノキ、ハリエンジュ、シンジュなどの落葉広葉樹林や、マダケ林等もみられる。河川区域内の植物相調査では、422種の植物が確認されている。(図-2.9)

重要種については、河川の流路内で沈水植物のイトモ(準絶滅危惧(国)・絶滅危惧Ⅱ類(県))、畑の脇の草地で一年生草本のハタガヤ(絶滅危惧ⅠA類(県))が、樹林環境で木本のサイカチ(絶滅危惧ⅠB類(県))が確認されている。(図-2.10、2.11)

また、外来種については、湿性環境で抽水植物のオオフサモ、オオカワヂシャ、草地環境で一年生草本のアレチウリ、多年生草本のオオキンケイギク、さらに樹林環境でハリエンジュ、シンジュが確認されている。このうち、オオフサモ、オオカワヂシャ、アレチウリ及びオオキンケイギクが特定外来生物に指定されている。

1) 「多自然川づくり基本指針(令和6年6月)」

2) 「群馬の自然」(平成12年1月 群馬県環境生活部自然環境課)

3) 河川水辺の国勢調査(利根川中流圏域)業務委託 (令和4年2月 群馬県県土整備部河川課)

4) 河川水辺の国勢調査 一級河川 利根川外 佐波郡 玉村町大字福島外地先(令和7年2月 群馬県県土整備部河川課)

5) 重要種は以下、ア)～エ)に該当する種を示す。

ア)「環境省レッドリスト2025」(環境省 2025)に記載される種

イ)「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物(群馬県レッドデータブック)動物編・植物編」(2022年改訂版)

ウ)「群馬県レッドリスト 動物編・植物編」(2024年部分改訂版)

エ)「文化財保護法」に基づく群馬県及び国で指定された天然記念物

オ)「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種

6) 外来種は「特定外来生物等一覧」(環境省 令和6年更新版)、「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」(環境省 2015)における指定種を対象とした。



図-2.9 植生の一例（利根川 福島橋上流）



図-2.10 イトモ



図-2.11 ハタガヤ

写真出典：河川水辺の国勢調査（利根川中流圏域）業務委託（令和4年2月 群馬県県土整備部河川課）

2) 魚類、底生動物 3)4)5)6)

本圏域では、泥底の止水域を好むコイや、石礫底の流水域を好むオイカワ、ウグイ、アユなどが生息し釣り場として利用されている。

これまでに、利根川、広瀬川合わせて 30 種以上の魚類が確認されている。

重要種については、スナヤツメ（絶滅危惧Ⅱ類（国）・絶滅危惧ⅠB類（県））、ホトケドジョウ（絶滅危惧ⅠB類（国・県））、ヒガシシマドジョウ（準絶滅危惧（県））など 14 種が確認されている。（図-2.12、2.13）

また、魚類以外では、キベリマメゲンゴロウ（準絶滅危惧（国・県））、ヌカエビ（絶滅危惧Ⅱ類（県））、スジエビ（準絶滅危惧（県））、ケスジドロムシ（絶滅危惧Ⅱ類（国・県））などが確認されている。（図-2.14）

外来種については、特定外来生物に指定されているチャネルキャットフィッシュや、条件付特定外来生物に指定されているアメリカザリガニが確認されている。



図-2.12 ホトケドジョウ



図-2.13 ヒガシシマドジョウ



図-2.14 キベリマメゲンゴロウ

写真出典：河川水辺の国勢調査（利根川中流圏域）業務委託（令和4年2月 群馬県県土整備部河川課）

3) 鳥類 3)5)6)

本圏域では、開けた静水域に生息し水辺の草むらに営巣するカルガモ、水辺や川原で採餌するセキレイ類など、40 種類以上の鳥類が確認されている。

重要種については、ハヤブサ（準絶滅危惧（国）・絶滅危惧Ⅱ類（県））（国内希少野生動植物種）、オオタカ（準絶滅危惧（国・県））、イカルチドリ（準絶滅危惧（県））、イソシギ（準絶滅危惧（県））、オナガ（準絶滅危惧（県））が確認されている。（図-2.15、2.16）

外来種については、特定外来生物として、ガビチョウ、カオジロガビチョウが確認されている。



図-2.15 ハヤブサ



図-2.16 イカルチドリ

写真出典：ハヤブサ：日本の野鳥 590（2000 年 榊平凡社）

イカルチドリ：河川水辺の国勢調査（利根川中流圏域）業務委託（令和 4 年 2 月 群馬県県土整備部河川課）

4) 両生類、爬虫類、哺乳類 2)3)5)6)

本圏域では、両生類は、ニホンアマガエル、トウキョウダルマガエル（準絶滅危惧（国）・絶滅危惧Ⅱ類（県））、特定外来生物に指定されているウシガエルの 3 種が確認されている。（図-2.17）

爬虫類は、ヒガシニホントカゲ、アオダイショウなど 6 種が確認されている。重要種としては、ニホンヤモリ（準絶滅危惧（県））が確認されている。また、条件付き特定外来生物としてミシシippアカミミガメが確認されている。（図-2.18）

哺乳類は、ジネズミ、アズマモグラ、アカネズミ、アライグマ、タヌキ、イタチ、ハクビシンの 7 種が確認されている。このうち、アライグマは特定外来生物に指定されている。



図-2.17 トウキョウダルマガエル



図-2.18 ニホンヤモリ

写真出典：「群馬の自然」（群馬県環境生活部自然環境課 平成 12 年 1 月）

5) 昆虫類 ³⁾⁵⁾

本圏域において、昆虫類はウスイロササキリ、ホソハリカメムシ、ベニシジミ等の都市近郊の草地環境の種や、ナナフシモドキ、ミンミンゼミ、クワカミキリ等の樹林性の種、ハグロトンボ、オニヤンマ、ハラビロトンボ、ヒメイトアメンボ、ヒメゲンゴロウ、コガムシ等の水辺の種など、630 種類以上が確認されている。

重要種については、ギンイチモンジセセリ（準絶滅危惧（国・県））、スゲドクガ（準絶滅危惧（国・県））、カギモンハナオイアツバ（準絶滅危惧（国・県））、ヒラタクワガタ（準絶滅危惧（県））、キバラハキリバチ（準絶滅危惧（国））が確認されている。（図-2.19、2.20、2.21）



図-2.19 ギンイチモンジセセリ



図-2.20 スゲドクガ



図-2.21 ヒラタクワガタ本土亜種

写真出典：河川水辺の国勢調査（利根川中流圏域）業務委託（令和4年2月 群馬県県土整備部河川課）

(2) 水質

河川の水質については、環境、利水状況に応じて類型指定⁷⁾し、その類型ごとに環境基準が定められている。利根川中流圏域の河川では利根川、早川、広瀬川、桃ノ木川、荒砥川、粕川の6河川に水質測定地点⁸⁾があり、河川の水質汚濁の代表指標である生物化学的酸素要求量(BOD⁹⁾ (75%値¹⁰⁾)で評価すると、広瀬川、桃ノ木川及び早川下流はB類型、その他はA類型に指定されている。その基準の達成状況は、荒砥川、粕川で環境基準値を達成していない状況にある。(表-2.3)

特に荒砥川は、流域の污水处理人口普及率が低く、さらに観測地点が広瀬川合流点付近であることから、上流域から流入する生活雑排水等の影響により、水質が改善されない状況となっていると考えられる。(表-2.4)

表-2.3 利根川中流圏域における河川の水質測定結果(令和5年度)

河川名	地点名	類型 (基準値)	BOD (mg/L) (75%値)	BOD基準値 達成状況
利根川	群馬大橋	A類型	1.0	○
利根川	福島橋	A類型	1.2	○
広瀬川	中島橋	B類型	2.9	○
桃ノ木川	筑井橋	B類型	1.8	○
荒砥川	奥原橋	A類型	6.3	
粕川	保泉橋	A類型	3.9	
早川	早川橋	B類型	1.9	○
早川	前島橋	B類型	2.9	○

※A類型(2.0mg/L以下)、B類型(3.0mg/L以下)

表-2.4 群馬県污水处理人口普及率(令和7年3月31日現在)

市町村名	市町村 人口 (千人)	下水道	農業集落 排水	合併処理 浄化槽	コミュニ ティ・プ ラント	令和6年度末 普及率
前橋市	328.1	72.3%	8.3%	14.4%	0.8%	95.9%
高崎市	364.6	77.8%	0.7%	11.5%	—	90.0%
桐生市	100.5	83.5%	4.0%	6.5%	—	93.9%
伊勢崎市	211.7	36.8%	5.0%	28.8%	—	70.6%
太田市	222.8	50.9%	7.5%	26.6%	5.3%	90.2%
みどり市	48.3	30.5%	1.4%	38.3%	—	70.2%
吉岡町	22.6	58.8%	19.0%	18.1%	—	95.8%
玉村町	35.4	93.5%	—	1.8%	—	95.3%
群馬県	1900.6	57.2%	5.9%	21.7%	1.0%	85.8%

出典：群馬県県土整備部下水環境課資料

(3) 河川利用

本圏域では、赤城高原、県立赤城森林公園や県立赤城ふれあいの森、県立敷島公園、利根川や桃ノ木川、広瀬川、粕川沿いのサイクリングロード、スポーツセンターなどの施設が整備されイベント、レクリエーションなど人々の憩いの場として広く利用されている。

(図-2.22)



図-2.22 敷島公園



図-2.23 利根川自転車道

(4) 景観

本圏域は、みなかみ町の大水上山を源とする利根川と、赤城山を源流域とする多くの支川が流下し、河床勾配が次第に緩やかとなる地形条件のもと、関東平野北西部に広大な氾濫原を形成している。その周辺には、豊かな自然環境と、人々の生活や歴史が重なり合って形成されてきた多様な河川景観が広がっており、観光資源として高い価値を有する大沼や、地域の文化や人々の営みが根付いた広瀬川の桜並木など、特色ある景観資源も存在している。(図-2.24、2.25)



図-2.24 赤城山 大沼



図-2.25 広瀬川 桜並木

写真出典:「前橋の観光・旅行情報サイト 前橋まるごとガイド」(<https://www.maebashi-cvb.com/>)

写真出典:「写真館 心にググっと観光ぐんま」(<https://gunma-kanko.jp/>)

- 7) 類型指定: 環境基本法第 16 条では、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)を定めている。例えば、河川を含む公共用水域には「水質汚濁に係る環境基準」があり、そのうちの「生活環境の保全に関する環境基準」について水域群ごとに類型指定されている。類型指定は、水質の良い順に「AA 類型」、「A 類型」、「B 類型」、「C 類型」、「D 類型」、「E 類型」となる。
- 8) 出典:『公共用水域水質測定結果』(群馬県環境森林部環境保全課 平成 25 年度～令和 5 年度)
- 9) 生物化学的酸素要求量(BOD): 河川における水質指標のひとつで、水中の有機物等を栄養源として、水中の好気性微生物が増殖・呼吸する時に消費される溶存酸素の量を表す。一般に、BOD の数値が大きいほど、その水質は悪いことを意味する。
- 10) 75%値: 年間の日間平均値の全データを小さいものから順に並べ、 $(0.75 \times n)$ 番目 (n はデータ数) の水質データ値を示す。

第3章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 計画対象区間及び計画対象期間

計画対象区間は、利根川中流圏域内河川において、県が管理する一級河川すべてとする。
計画対象期間は、利根川中流圏域内の一連の河川事業の完成によって効果が期待できる今後概ね30年間とする。

第2節 洪水による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

利根川中流圏域の河川においては、沿川の人口・資産、現況の河道形態及び流下能力、災害の発生状況を踏まえた評価に加え、気候変動の影響による豪雨災害の頻発化・激甚化により目減りする治水安全度を考慮し、県内他河川との整備水準の整合を確認した上で目標を設定する。

利根川及び男井戸川については、まず、既往計画¹¹⁾で示した整備水準に達するよう、下流から段階的に進めてきた河川整備を継続して実施し、洪水を安全に流下させることを目標とする。

早川については、これまでに一定規模の河川整備が完了している等の状況を踏まえ、気候変動の影響を考慮した上で、概ね30年に1回程度発生すると予想される洪水を安全に流下させることを目標とする。

また、利根川本川からの背水影響が懸念される河川については、堤防越水による家屋等の浸水被害を防止することを目標とする。

利根川中流圏域内に発生する内水による家屋の浸水については、関係する市町と連携を図って被害の軽減に努める。

これまで整備してきた治水施設を調査・点検し、堤防強化など必要な対策を実施することにより、その機能の向上を目指すとともに、適切な時期に適切な整備を実施することで、長期にわたり施設の有効活用を図る。

なお、社会状況、災害の発生状況等に応じて、適宜見直しを行うこととする。

第3節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

気候変動の影響による、渇水リスクの高まりも念頭に、景観や水質、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全や、河川の水利用が支障なく行えるよう配慮する必要がある。そのため、最低限維持する流量の具体的数値については、広桃用水等の取水量や取水系統を考慮した上で、河川においては水位・流量や流域内の降雨などの河川情報を観測収集し、必要な時期に最低限必要な流量を維持するよう努める。

11) 平成27年6月に策定した「利根川中流圏域河川整備計画（変更）」をいう。

第4節 河川環境の整備と保全に関する事項

水質が良好な河川や茂った河畔林の多い河川など、自然が豊かで多くの動植物が生息・生育・繁殖している地域については、自然環境を保全し、自然を活かした水辺環境の整備を行う。

河岸保全のためコンクリートによる護岸整備を行う場合でも、瀬や淵の保全や十分な幅をもつ河道にするなど、河川全体の自然の営みを視野に入れた「多自然川づくり」の考え方にに基づき、動植物が生息・生育・繁殖可能な水辺環境を整備し、必要に応じた修繕や更新など、適切に維持管理を行う。

市街地を流れる河川や近傍に公園などの人々が集まる施設がある河川では、地域の方々の意見をふまえ、気軽に人々が川に親しむことのできる水辺空間の整備を行うとともに、生態系に配慮し、動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・創出を図る。

上記の整備にあたっては、特に重要種の生息・生育・繁殖が確認されている場合、特定外来種等への対応と併せて、専門家の意見を聴くなどして動植物の生息・生育・繁殖に適した環境の保全・創出を図る。

河川の水質や河川空間の保全・改善に取り組むとともに、下水道、環境部局などの関係機関及び地域住民との連携を図る。

水辺景観の保全、利用推進の観点から、河川の豊かな水量を保持するため、農業や発電等の利水者と十分な連絡調整を図る。

地域の暮らしや歴史・文化との調和、多様な河川風景に配慮し、沿川と調和した河川景観の保全、形成に努める。

第5節 河川の維持に関する事項

堤防、護岸、床止め等の河川管理施設に関して、定期的に点検、巡視等を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕等の必要な対策を行うなど、洪水時等にその機能が確実に発揮されるよう、適切に維持管理を実施する。

また、河川区域外においても河川に影響を及ぼすような恐れのある事象を確認した場合には、速やかに関係機関に情報提供を行い、必要に応じて河川への影響を回避または最小限にとどめるよう対応する。

第4章 河川整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的及び種類

本整備計画の目標は、洪水による災害の発生の防止または軽減、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全としている。

河川整備計画の目標を達成するための方策として、次のとおり河川の整備を効果的かつ経済的に実施する。

工事の実施にあたっては、河川の水利用の現状を調査し、支障なく適正な水利用が行えるよう、また水辺の環境に配慮し、人々が川に親しむことができるよう考慮する。農業用水の取水施設に影響がある場合は、事前に関係者と協議調整を行う。

また、工事期間中、長期にわたる濁水の流出により、魚類等に影響を与えることが懸念される場合には、漁協等の関係機関と連携し、必要な措置を講ずる。

第2節 河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要

河川工事の施行場所及び設置される河川管理施設の機能の概要は次のとおりである。

(1) 洪水を安全に流下させるための対策

以下の河川において河道改修を実施し流下能力向上を図る。

表-4.1 整備を予定する区間

河川名	整備対象区間	延長
利根川	直轄管理界から新坂東橋付近	約 23,700m
早川	直轄管理界から国道 354 号下流	約 7,400m
男井戸川	市道 2-270 号線付近から J R 両毛線交差部上流	約 1,100m

※今後の詳細な測量・設計の実施により、整備対象区間や延長等を変更することがある。
※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施工することがある。

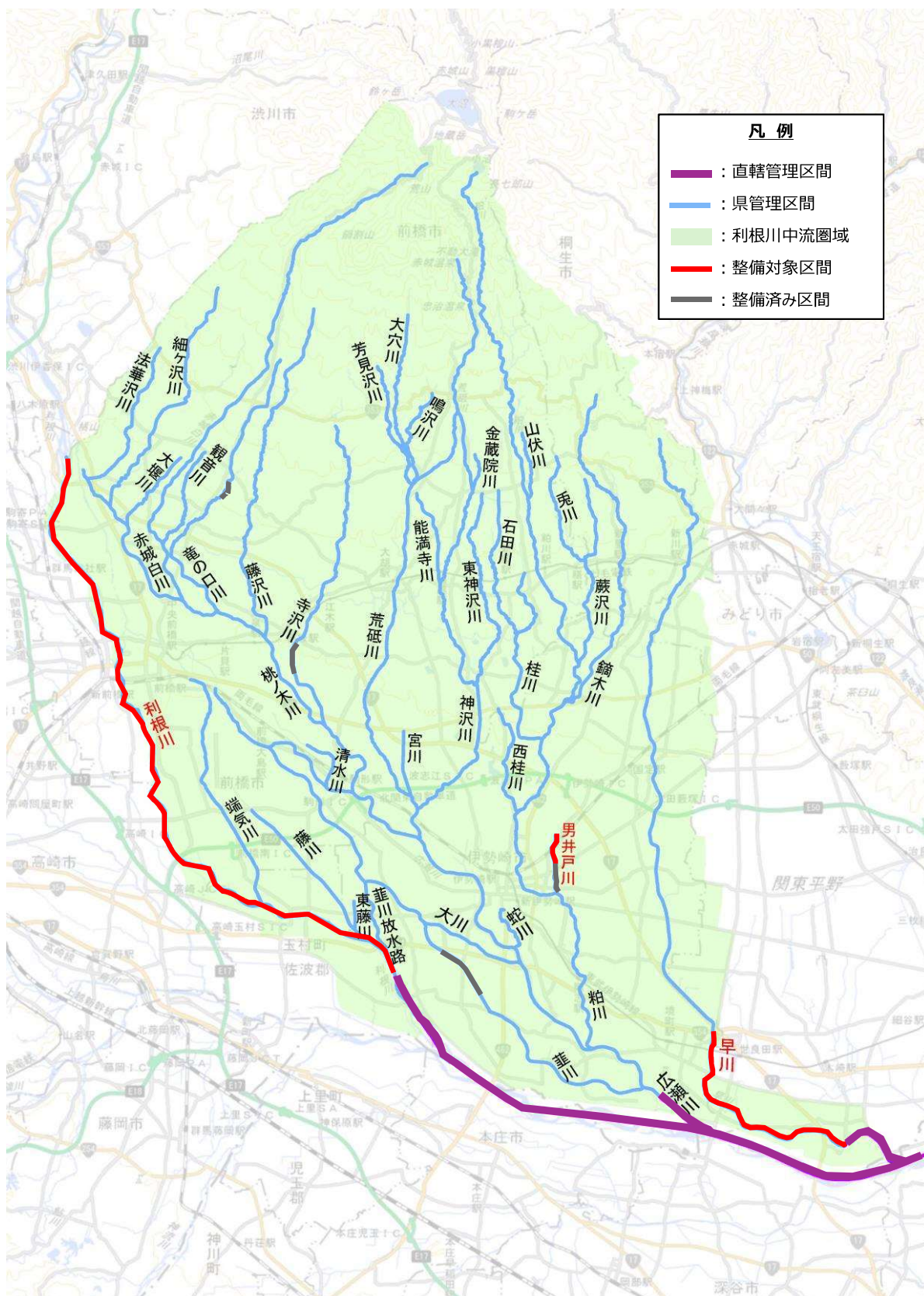


図-4.1 整備対象区間

[利根川]

利根川は、大水上山を水源として関東地方を北から東へ流れ、太平洋に注ぐ一級河川である。

本圏域対象区間は、下流区間（直轄管理界～昭和大橋上流付近）において全体的に左右両岸で流下能力が不足しており、一連の区間での河川改修を実施していく。

また、上流区間（昭和大橋上流付近～新坂東橋付近）では概ね流下能力は確保されているが、一部区間で左岸及び右岸で流下能力が不足している区間があることから、下流から上流に向かって部分的な河川改修を実施していく。

なお、事業効果の早期発現のため、河道目標流量 $6,000\text{m}^3/\text{s}$ （一次改修）で全区間を整備した後に、河道目標流量 $8,000\text{m}^3/\text{s}$ （二次改修）での整備を段階的に実施していく。

また、計画区間には蛇行区間が多数存在することから、水衝部での洗掘や侵食対策を検討し、要対策区間において護岸工・根固工・水制工等を整備していく。

改修にあたっては、良好な河畔林を極力保全し、自然を活かした水辺環境の整備を行うとともに、親水性にも配慮した河岸整備を行う。

施行区間	直轄管理界から新坂東橋付近
延長	$L = 23,700\text{m}$
整備内容	築堤工、護岸工、掘削工 等

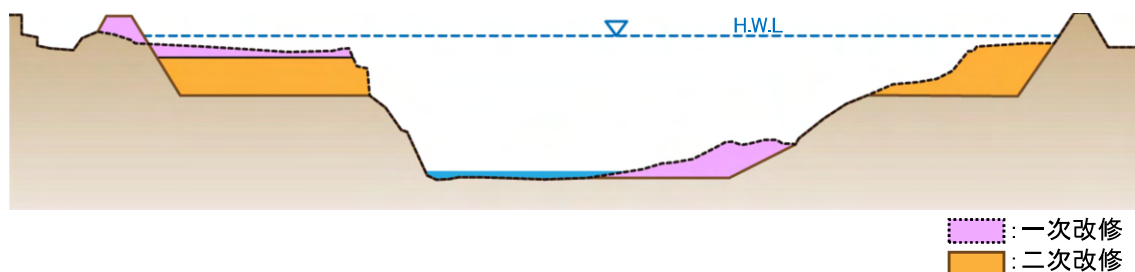


図-4.2 利根川 代表横断面図

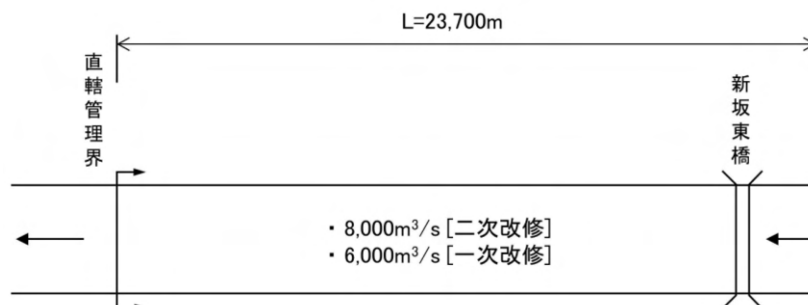


図-4.3 計画流量配分図

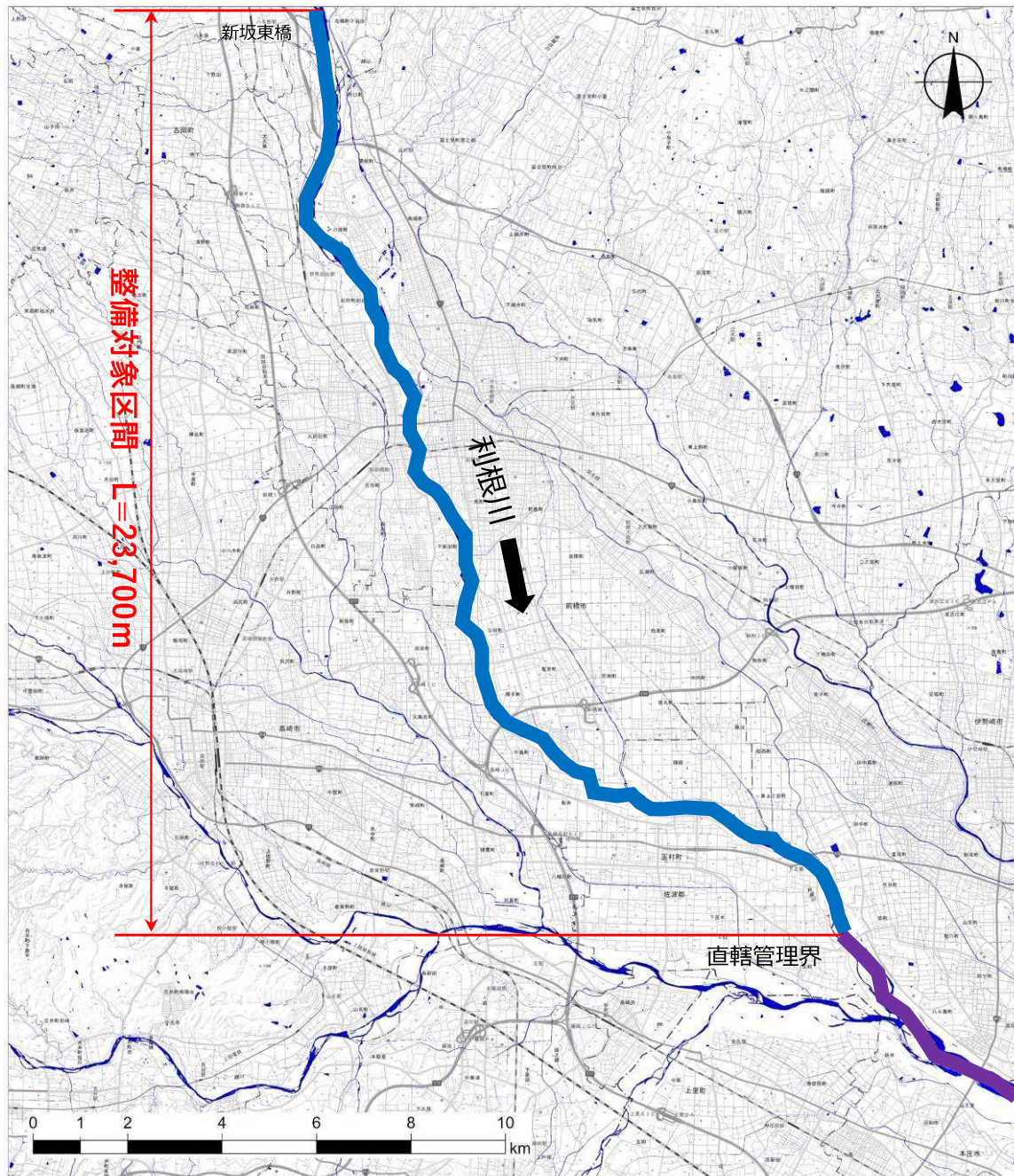


図-4.4 利根川 整備対象区間

[早川]

早川は、桐生市新里町付近に源を発し、太田市堀口町付近で利根川に合流する河川である。

人家が連担している下流域では、国道 17 号付近～国道 354 号下流までの区間において、流下能力が不足している。このため、下流側より河道掘削および築堤等を実施し、洪水による家屋の浸水被害を解消することを目標とする。併せて、利根川本川からの背水影響に対し堤防の高さが不足する区間については、必要な高さまで堤防の嵩上げを実施する。

施行区間	直轄管理界から国道 354 号下流
延長	L = 7,400m
整備内容	築堤工、護岸工、掘削工、橋梁架替 等

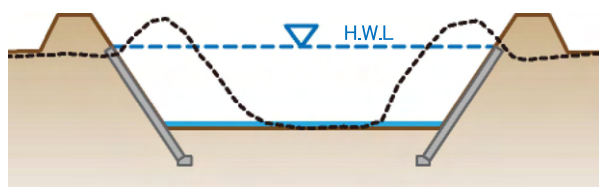


図-4.5 早川 代表横断面

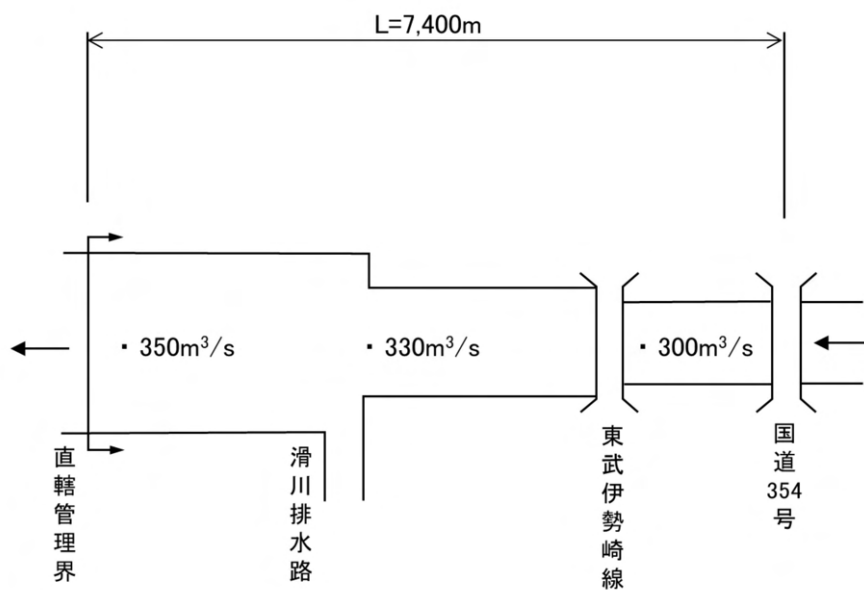


図-4.6 計画流量配分図

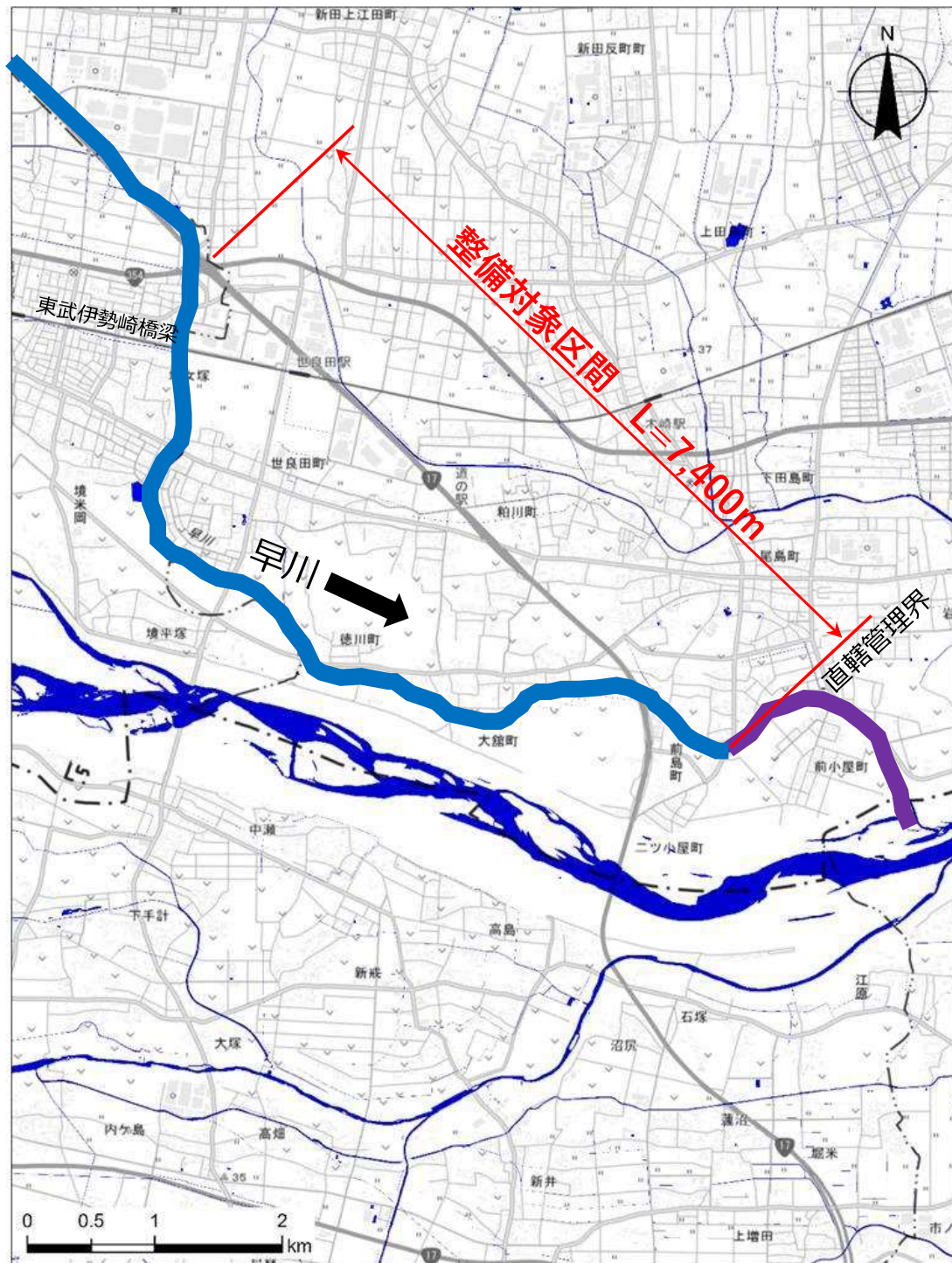


図-4.7 早川 整備対象区間

[男井戸川]

男井戸川は、伊勢崎市の宅地化の進む田園地帯を流れる河川であるが、現況断面が狭小なため、小規模な出水でも河川周辺の住宅や道路、小学校などで浸水被害が発生している。

このため、河道拡幅を実施することにより、洪水を安全に流下させる。

なお、各横断面の河岸勾配については、箇所ごとの特性に合わせて定めることとし、地域住民との協働により周辺の景観や生活環境との調和に配慮した整備をする。

施行区間	市道 2-270 号線付近から J R 両毛線交差部上流
延長	L = 1,100m
整備内容	築堤工、護岸工、掘削工 等

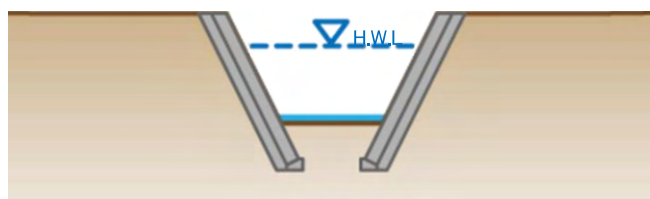


図-4.8 男井戸川 代表横断面図

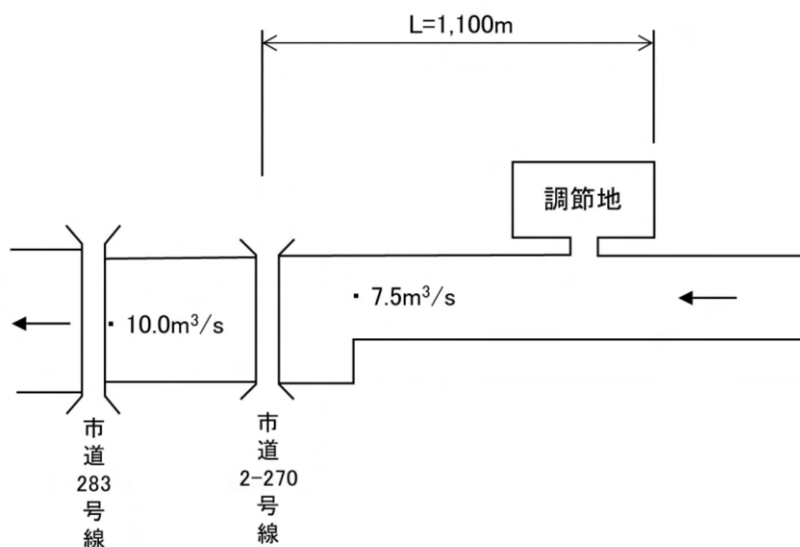


図-4.9 計画流量配分図

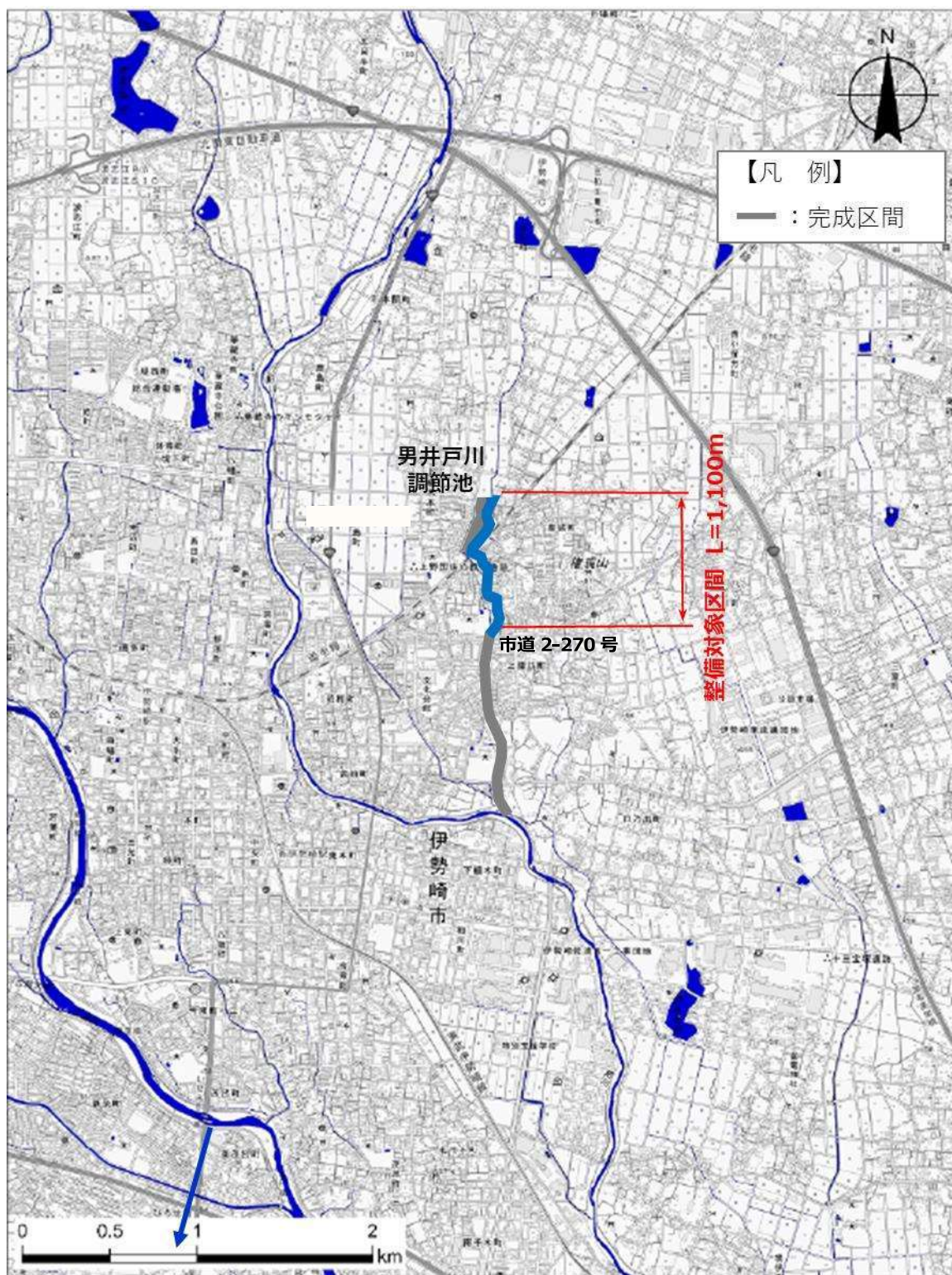


図-4.10 男井戸川 整備対象区間

(2) 背水影響の対策

利根川本川からの背水の影響を受ける区間については、堤防のかさ上げ等の対策を実施する。

表-4.2 整備を予定する区間

河川名	整備対象区間	延長
藤川	利根川合流部から神明橋付近	約 1,600m
東藤川	藤川合流部から西上橋付近	約 800m
端気川	利根川合流部から力丸橋付近	約 1,600m
菰川放水路	利根川合流部から宮川橋付近	約 1,000m

※今後の詳細な測量・設計の実施により、整備対象区間や延長等を変更することがある。
 ※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施工することがある。

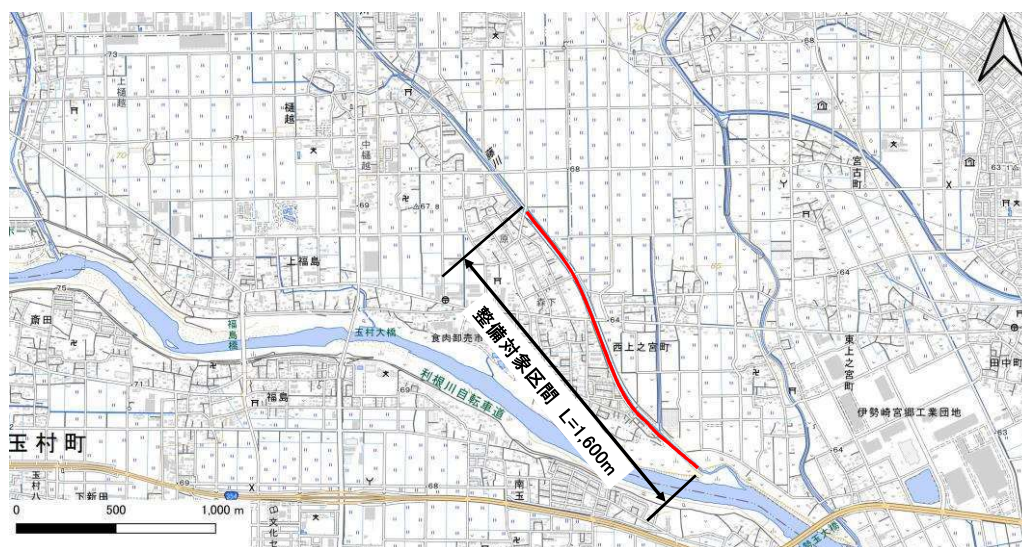


図-4.11 位置図（藤川）

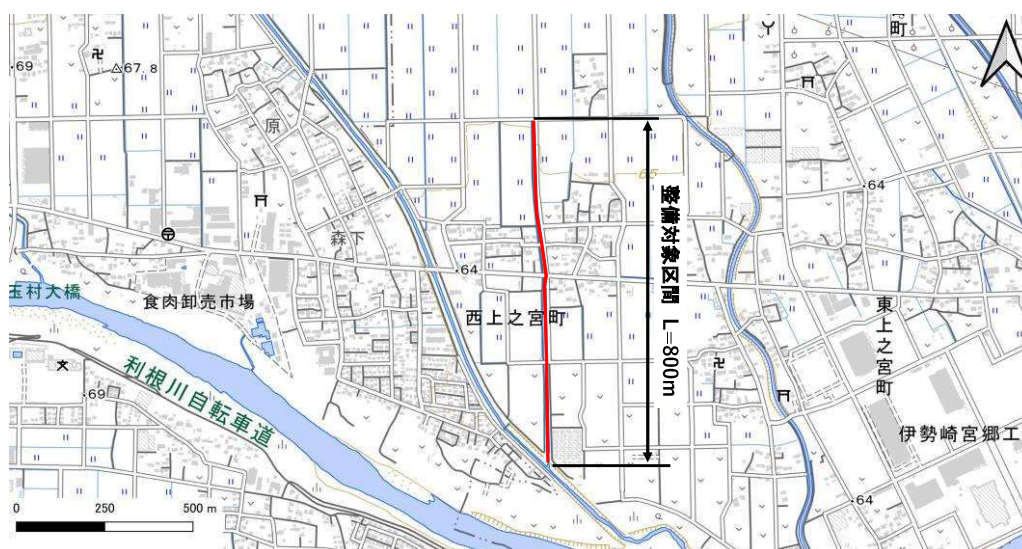


図-4.12 位置図（東藤川）



図-4.13 位置図（端気川）

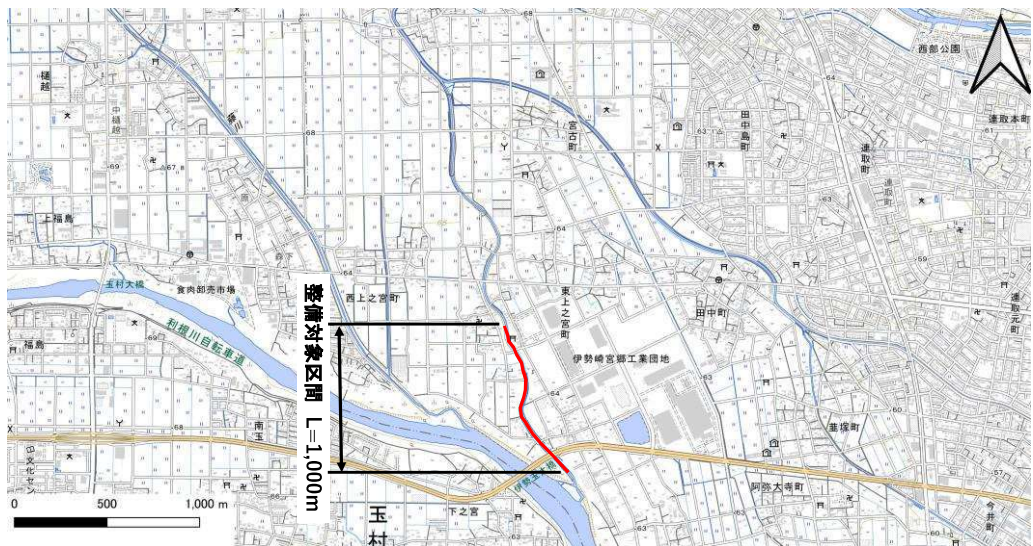


図-4.14 位置図（玉川放水路）

(3) 堤防強化対策

これまで実施してきた堤防点検結果を踏まえ、背後地の資産状況等を勘案し、堤防の浸透破壊や法面すべり破壊等への対策工事を実施する。また、今後堤防点検により対策が必要とされた堤防についても同様に対策を実施する。

表-4.3 堤防強化対策箇所

河川名	整備対象区間	延長
利根川	藤川合流部付近から端気川合流部付近まで（右岸）	約 3,300m
広瀬川	中島橋上流から競運橋下流まで（右岸）	約 5,030m
	粕川合流部付近から豊東橋上流まで（左岸）	約 680m
菰川	北向橋上流から島北橋上流付近まで（左岸）	約 1,170m
荒砥川	文殊橋上流から田村橋下流まで（左岸）	約 2,470m
桃ノ木川	観音橋から上毛電鉄横断箇所まで（右岸）	約 2,630m
	筑井橋上流から観音橋下流まで（左岸）	約 670m

※今後の詳細な測量・設計の実施により、整備対象区間や延長等を変更することがある。
 ※今後の状況の変化等により、必要に応じて本表に示していない場所においても施工することがある。

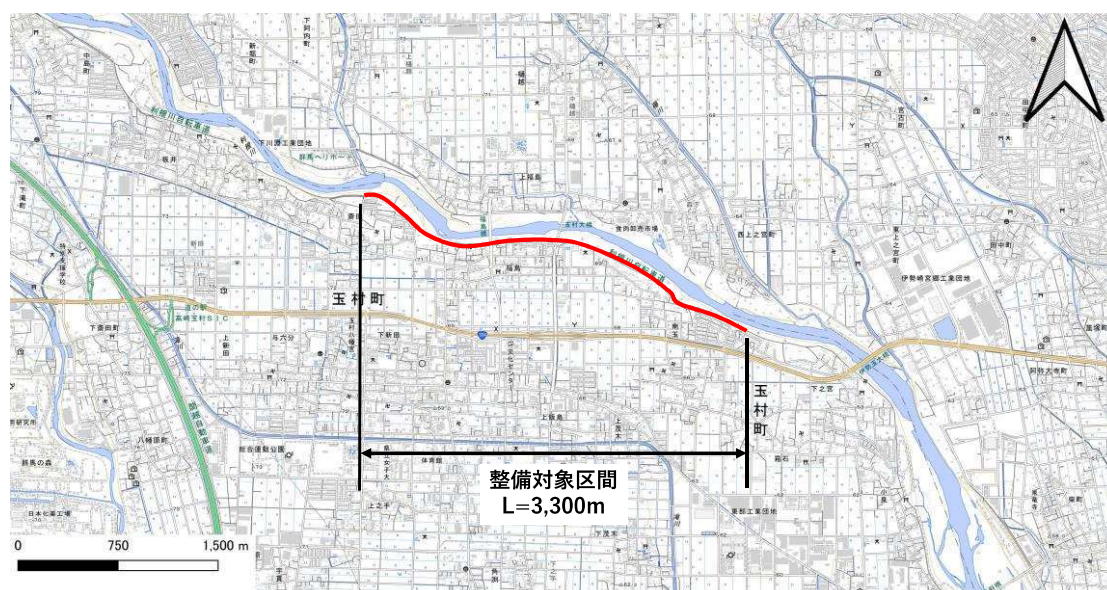


図-4.15 位置図（利根川）

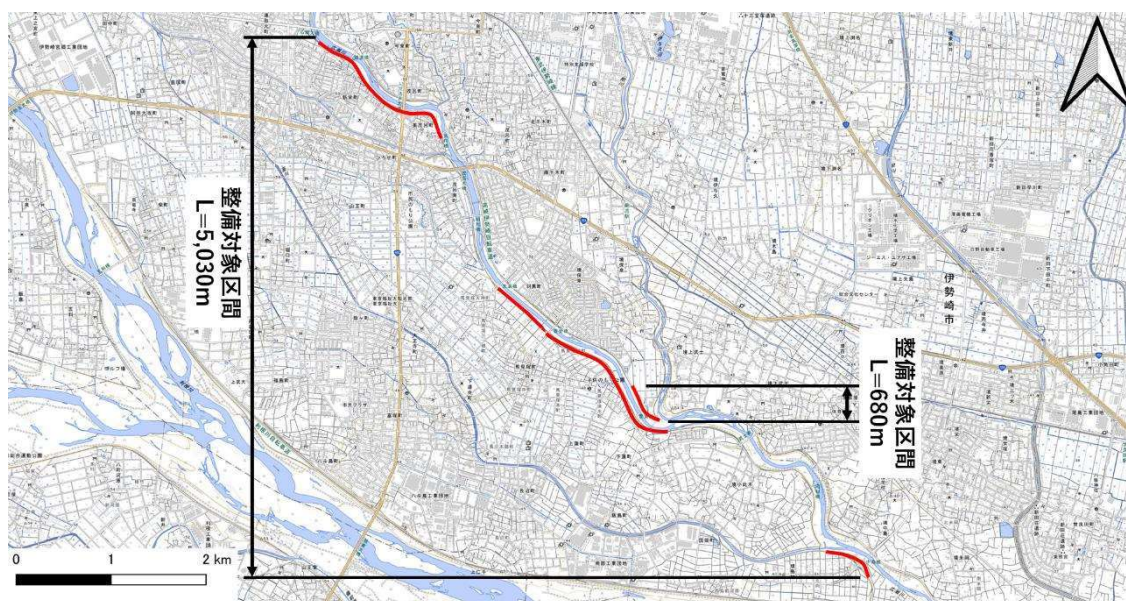


図-4.16 位置図（広瀬川）

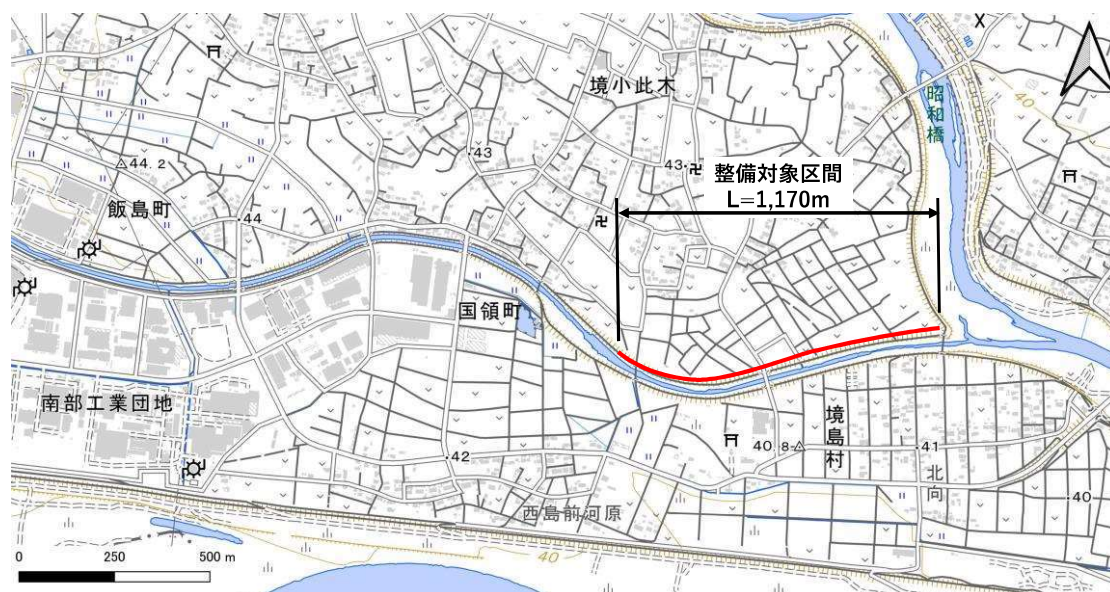


図-4.17 位置図（葦川）

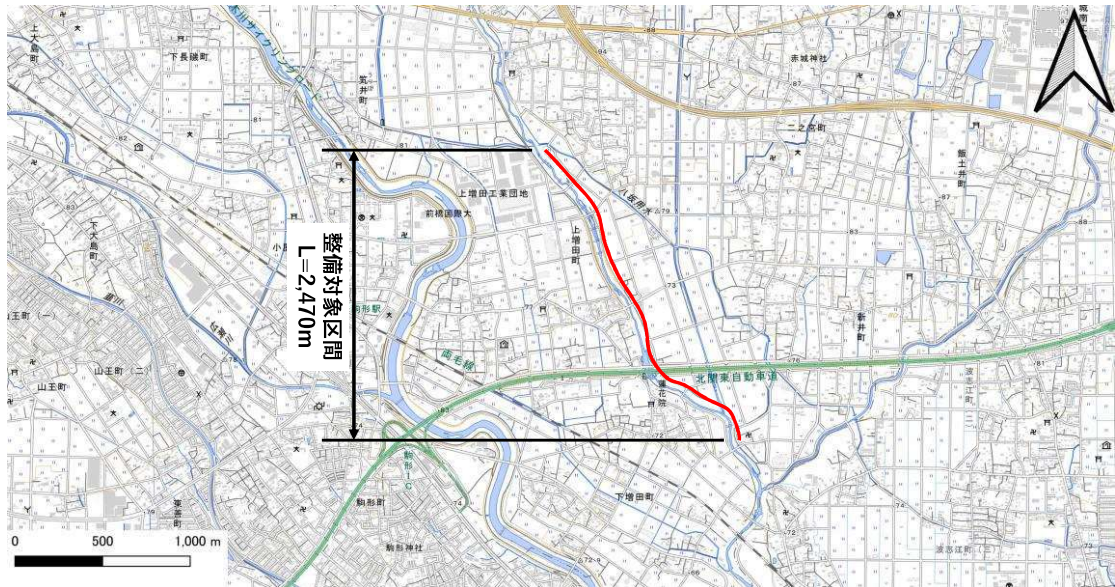


図-4.18 位置図（荒砥川）

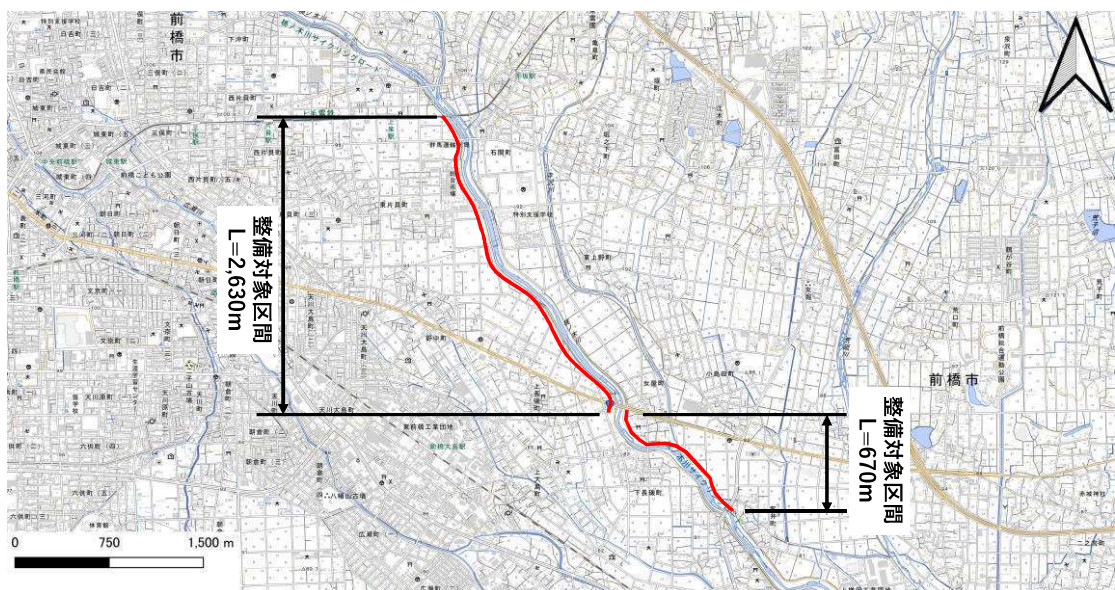


図-4.19 位置図（桃ノ木川）

（４）その他（排水機場）

圏域内の排水機場については、大川に「大川排水機場」が設置されている。今後の出水状況に応じて、施設を增強し、流域の排水能力を向上させる。

第3節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(1) 河川の維持の目的

河川の維持については、河川のもつ特性や沿川の土地利用状況を踏まえつつ、「災害の発生防止」、「流水の正常な機能の維持」、「河川の適正な利用と保全」、「河川環境の整備と保全」の観点から総合的に行う。

(2) 河川の維持の種類及び施行の場所

利根川中流圏域の河川において、以下のような維持管理を行う。

- ・ 河道に堆積した土砂や繁茂した草木等が河川管理上支障となる場合は、河川環境の保全・創出を図りつつ、堆積土の除去、樹木の伐採、草刈り等の必要な対策を行う。
- ・ 堤防が不等沈下、法崩れ、ひび割れ等により弱体化した場合は、応急措置として堤防の嵩上げや腹付け等の必要な対策を行う。
- ・ 護岸の亀裂等、河川管理施設の異常を早期に発見するため、定期的な河川の巡視を行うとともに、異常を発見した場合には、速やかに修繕等の必要な対策を行う。なお、修繕、改築等を行う場合にも、河川環境の回復・保全に努める。
- ・ 取水堰や橋梁等の占用施設で河床及び河岸の洗掘や流下断面の阻害などの河川管理上支障となるものについては、施設管理者と調整し、適切な処置に努める。また、施設の新築や改築にあたっては、施設管理者に対して、治水上の影響、河川環境の保全について指導する。
- ・ 地域住民による草刈りや河川清掃等の河川愛護活動を積極的に支援する。また、地域との協働による河川環境保全に努める。
- ・ 河川内に繁茂する樹木が鳥獣被害発生要因の一つとして考えられる場合には、関係機関と連携し、野生鳥獣の移動を抑制するための樹木伐採や草刈り等の必要な対策を行う。
- ・ 河川の状況を適切に把握するため、雨量、水位等の観測情報や、河川監視カメラの映像情報を確実に収集するとともに、これらの情報を関係機関や一般住民に提供できるように、施設や機器等の点検を実施し、必要に応じた修繕や更新など、適切に維持管理を行う。

(3) 長寿命化対策

河川管理施設の機能を適切に維持していくために、「群馬県河川構造物長寿命化計画」に基づき、点検、巡視等により、堤防、施設の状態の把握及び必要に応じた補修や更新を行い、長寿命化を図る。

表-4.4 長寿命化対策対象箇所

河川名	施設名	設置年度	位置
大川	大川排水機場	平成 8 年度	伊勢崎市美茂呂町
菰川	三又堰水門	昭和 43 年度	伊勢崎市宮古町
広瀬川	吉原川排水樋門	平成 21 年度	伊勢崎市大正寺町

第5章 河川情報の提供、地域や関係機関との連携等に関する事項

第1節 河川情報の提供に関する事項

河川整備目標の実現までには、長期間を要すること、また、計画を上回る規模の降雨が発生する可能性もあるため、降雨の状況や河川水位の情報をリアルタイムで収集し、関係機関や地域の住民に提供することにより、水防活動等の対策の支援を迅速に行い洪水被害の軽減を図る。

ホームページへの掲載、パンフレットの配布、イベントの開催等により、河川に関する様々な情報の提供を行い、河川整備に関し広く理解を得られるように努める。

洪水時の住民の的確な避難行動につながるよう、市町による洪水ハザードマップ作成支援のため、洪水浸水想定区域図の作成・更新を行う。

住民の防災意識の向上を図るため大きな洪水の記録を残し、周知を図るとともに、地域に伝わる歴史的な治水の技術や水防の知恵が継承されるように努める。

第2節 地域や関係機関との連携等に関する事項

(1) 常時の連携

- ・ 洪水時の連携強化のために、防災情報伝達訓練や重要水防箇所の合同点検等を関係機関と実施する。
- ・ 住民の防災意識を高めるために、住民一人ひとりの防災行動計画となる「マイ・タイムライン」の普及や出前講座等を関係市町や関係機関と連携して取り組む。
- ・ 河川整備の実施にあたっては、下水道事業、圏域市町の排水事業等の圏域内の関連事業を実施する国や関係市と連携を図る。
- ・ 今後、気候変動の影響により、雨水出水の頻発化・激甚化も懸念されることから、開発行為や土地利用について流域市町や関係機関との連携を図るとともに、貯留浸透対策や土地利用規制など、流域のあらゆる関係者と一体となって「流域治水」に取り組む。
- ・ 気候変動に伴う災害の激甚化を踏まえ、圏域内における土砂災害に対し、国、県、市の関係部局との連携を強化し、情報を共有しながら被害の未然防止や軽減に努める。
- ・ 良好な河川環境の保全を継続するために、地域住民の理解を求めるとともに、地域住民等との連携及び協力体制の確立に努める。
- ・ 油等の流出による水質事故が発生した場合は、事故状況の把握、関係機関への連絡、被害の拡大防止措置、事故処理、河川や水質の監視などを迅速に原因者や関係機関と協力して行う。

（２）洪水時の連携

流域住民の避難が速やかに行われるよう、水防災意識社会再構築ビジョンに基づき、水害ホットライン¹²⁾や水害対応タイムライン¹³⁾等を構築するなど、さまざまな手段により国、市町、報道機関、消防、警察等の関係機関との連携を強化し、防災情報の充実を図る。

（３）渇水時の連携

国及び関係都県等で構成する「利根川水系渇水対策連絡協議会」で渇水対策（取水制限）が必要と判断された場合は、関係利水者による円滑な協議が行われるよう、群馬県渇水対策本部を通じ、関係機関と連携して被害軽減に努める。

更に、必要に応じて、関係利水者等へ渇水に関する情報提供や適切な水利用の呼びかけを関係機関と連携して行い、深刻な渇水の回避に努める。

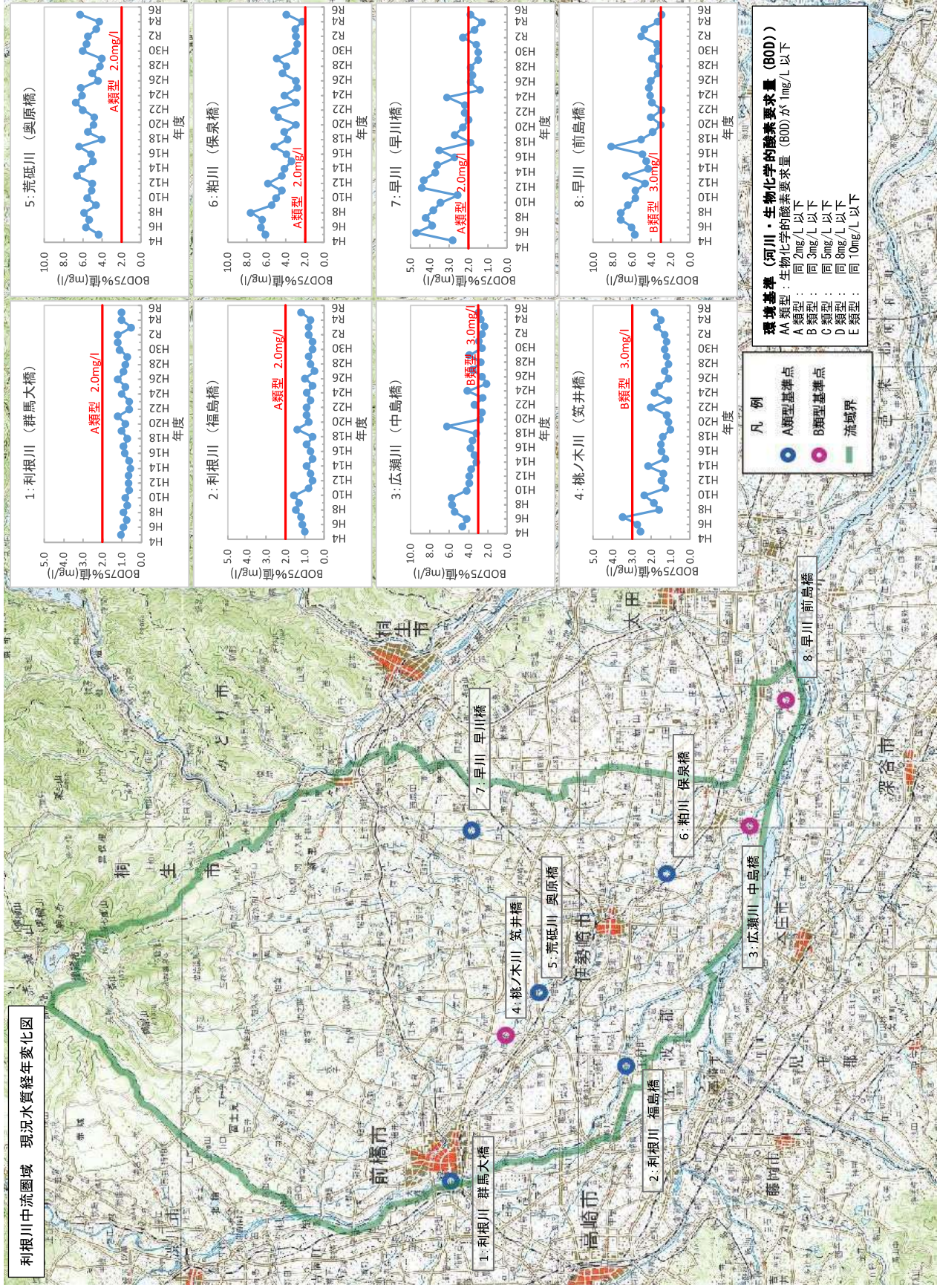
また、深刻な渇水が発生した場合においては、関係利水者間の調整を迅速かつ柔軟に行い、被害を最小限にできるよう努める。

12) 水害ホットラインとは、住民に最も身近な基礎的な地方公共団体の長であり、災害対策基本法や水防法により明確に責務が規定されている市町村長に対して、河川管理者が水位等の河川の状況や今後の見通し、堤防等の施設の異常に係る情報について直接提供を行い、市町村長が行う判断を支援する仕組み。

13) 水害対応タイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画であり、防災行動計画とも言う。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

利根川中流圏域河川整備計画

参考資料



※グラフについては、公共用水域水質測定結果（群馬県ホームページ掲載）を元に作成